

本巢市公示 第 14 号

史跡船来山古墳群保存活用計画策定支援業務について、公募型プロポーザルを実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定により、次のとおり公告する。

令和 2 年 4 月 2 日

本巢市長 藤原 勉

プロポーザルに付する事項

1 業務名

社委第 19 号 史跡船来山古墳群保存活用計画策定支援業務

2 業務概要

本業務は、史跡船来山古墳群を守り伝えるために保存活用計画策定にかかる支援を行うものである。指定された古墳やその立地する自然地形の保存と活用を図るとともに、豊かな歴史文化と魅力的な里山がまちづくりの中核的施設となることを目指すものである。史跡指定地のほぼすべてが公有地となり、平成 5 年からの発掘調査以降野ざらしの状態のため現地の保護保全が求められている。今後の船来山古墳群及び周辺の具体的整備の事業化に向けての基礎的判断材料となり、また、当面あるいは将来起こり得る各種課題等に適切に対応できるよう、現在抱える問題点、将来起こり得る問題点を整理し、解消していくためのデータを収集し、計画策定を支援するものである。

3 履行期間

契約締結日から令和 3 年 3 月 26 日まで

4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、単独企業とし、次の各号に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 本巢市の入札参加資格者名簿に登録されている者（以下「有資格者」という。）であること。ただし、有資格者でない者については、参加表明書提出時に入札参加業者選定要綱（平成 16 年本巢市訓令甲第 18 号）に基づく資格申請を提出し、審査を受けるものとする。
- (3) 公告の日から契約締結までの間に、本巢市建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要綱（平成 16 年本巢市訓令甲第 19 号）に基づく資格停止措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (6) 本巢市暴力団排除条例（平成 24 年本巢市条例第 1 号）第 2 条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等又はこれらの統制下にあるものでないこと。
- (7) 公序良俗に反する利用を行う者でないこと。
- (8) 本業務を確実に履行できる技師（国史跡の保存活用計画策定業務等に関する主体的な実務経験を有する）を配置できること。遺跡、史跡整備のコンサルタント及び埋蔵文化財の調査を実施することが出来ること。発掘調査後野ざらしのまま 20 年以上経過

している古墳が多数あるため、石室の保存活用のために、国の選定保存技術認定団体である「文化財石垣保存技術協議会」の「技術・研究会員」を配置することができること。

- (9) 本業務を遂行するために主体的に委託業務を実施し、必要とされる専門的知識と経験を有する人材を確保し、本巢市が要請する場合のほか、必要に応じて業務遂行のための関係各課との調整及び検討を効率的かつ効果的に行うことが可能であること。
- (10) 必要に応じて早急な訪問対応が可能であること。

5 手続き等

- (1) 公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）等の配布

実施要領、仕様書及び各種様式等は、本巢市ホームページにおいて公表するので、適宜ダウンロードすること。

- (2) 参加表明書等の提出方法、提出期限及び提出先等の詳細については、実施要領を参照すること。

6 連絡先

本巢市教育委員会 社会教育課 担当：恩田

〒501-0494 岐阜県本巢市下真桑 1000 番地 TEL：058-324-7764 FAX：058-324-2964

E-MAIL:tomomi-onda@city.motosu.lg.jp